

# 子ども手当の支給が始まります

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを、社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額1万3千円の「子ども手当」が支給されます。また、子ども手当については、相談窓口（子育て支援課）を開設しています。

児童手当を受給していて、22年4月1日現在、中学1年生までの児童を養育している方

**申請は必要ありません**  
児童手当から継続して支給します。

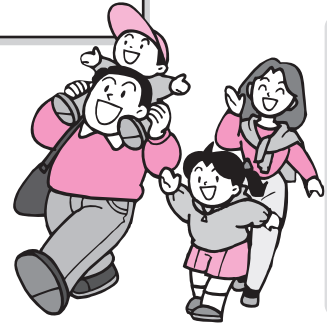
児童手当を受給している方で、22年4月1日現在、中学2年生・3年生の児童を養育している方

**申請が必要です**  
22年9月30日（木）までに子育て支援課窓口または郵送（22年9月30日必着）で、手続きをしてください。  
※公務員の方は勤務先へ申請してください。  
●期日までに申請すれば、4月分までさかのぼって手当が支給されます。  
●期日を過ぎた場合は、申請月の翌月分からの支給となりさかのぼることはできません。  
●4月1日以降に出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、手当の支給は出生・転入した月の翌月分から支給開始となります。

児童手当現況届未提出の方で、児童手当が支給差止となっている方

児童手当を受給していない方で、22年4月1日現在、中学3年生までの児童を養育している方

【5月は、下記の日程も相談・申請を受け付けます】  
5月8日（土）、9日（日）、15日（土）、16日（日）、  
22日（土）、23日（日）  
午前8時30分～午後5時



対象の方には通知します。  
問合せ  
子育て支援課・内線  
3921～3923

## 住民票等の不正取得を防ぐ

### 6月から「本人通知制度」が始まります

住民票等の不正取得を防ぐため、「本人通知制度」を、6月1日から実施します。

これは、住民票や戸籍謄本などの写しを、本人の代理人や弁護士などの特定事務従事者や、第三者に交付した際に、その旨を通知するものです。

通知を希望される方は事前に登録が必要です。

#### 登録できる方

- ・鳩ヶ谷市の住民基本台帳および戸籍の附票に記録されている方
- ・鳩ヶ谷市が編製した戸籍に記載されている方

#### 事前登録の方法

市民課窓口で申請書を提出してください

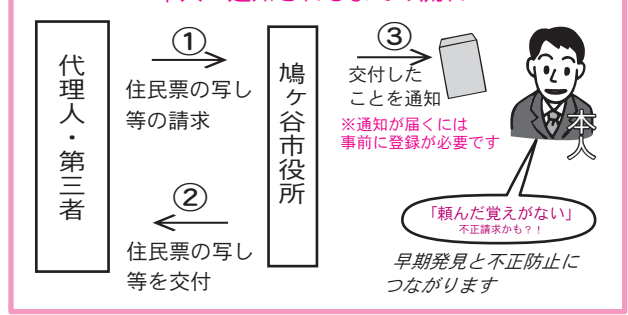
#### 必要なもの

- ・窓口に来る方の本人確認書類
  - ・代理人が来る場合は、委任状
  - ・未成年者の場合など、法定代理人が登録する場合は、戸籍謄本などの資格を証明する書類
- 住民票の写し等が第三者に交付されたことを、本人が早期に知ることができます。

もし、不正な取得の疑いがあれば事実関係を究明するきっかけとなるので、委任状の偽造等がしにくくなり、不正請求の未然防止につながります。

問合せ 市民課・内線3121、3124

#### 本人へ通知されるまでの流れ

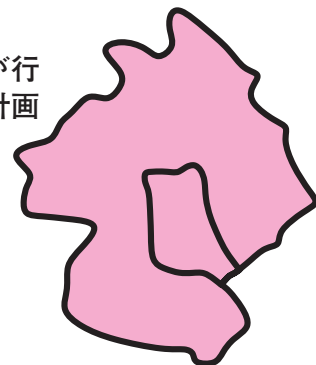




# 川口市との合併へのうごき ③

～ 合併協定項目と合併基本計画について ～

現在、協議会では合併協定項目についての協議が行われています。今回は、合併協定項目と合併基本計画についてご説明します。



## 合併協定項目とは

合併に際して、市民の皆さんに直接影響があるサービスや負担のほか、議会や行政機関のしくみなど、さまざまな事務事業について調整し、確認しておく必要があります。

協議会では、調整・確認が必要な項目を49に集約し、各項目別に調整、協議をしています。

この項目を「合併協定項目」といい、合併の是非を判断するための材料となります。

## 合併基本計画とは

協議会では、合併後の市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図るために、新しい市のまちづくりについて、基本計画を策定することになっています。これを合併基本計画といいます。

### ●基本計画で定めなければならない事項

- ・新市の円滑な運営の確保および均衡ある発展を図るための基本方針
- ・新市の円滑な運営の確保および均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ・公共的施設の統合整備に関する事項
- ・新市の財政計画

なお、基本計画は、新市の「一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない」とされています。

※協議会の資料・会議録については、協議会のホームページのほか、市役所2階市政情報コーナー、市役所入口の合併情報コーナー、各公民館や市民センターでご覧いただけます。

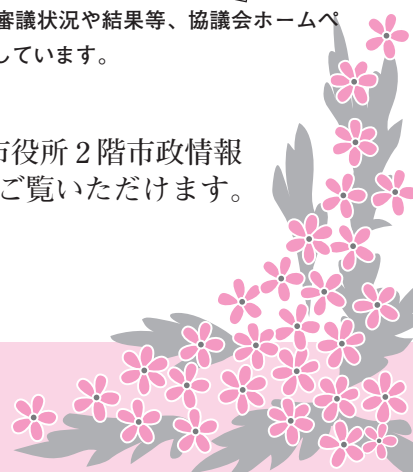
川口市・鳩ヶ谷市任意合併協議会ホームページアドレス  
<http://www.kh-gappei.com>

## 主な合併協定項目

合併協定項目には、●合併の方式、●合併の期日、●合併後の市の名称、●事務所の位置、●議会議員や農業委員会の委員の取扱い、●地方税、●使用料・手数料、●町・字名、●慣行等の取扱い、●福祉、●保健・医療、●教育、●防災、●環境対策、●建設、●上・下水道事業など、各種事務事業の取扱いや合併基本計画があります。



協定項目の審議状況や結果等、協議会ホームページで紹介しています。



問合せ 1b 合併推進室・内線2321、2322  
1b 川口市・鳩ヶ谷市任意合併協議会事務局  
☎048-227-7515 ㊚048-224-3866  
(川口市朝日4-21-33 川口市リサイクルプラザ2階)